

○ 経済産業省告示第 号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百二条第五項の規定に基づき、株式会社産業革新投資機構投資基準（平成三十年経済産業省告示第百九十四号）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日 経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一 基本的考え方 <u>日本経済について、長引くデフレを背景に国内投資を抑制する「コストカット型経済」から投資・賃金・物価も伸びる「成長型経済」への移行を促し、これらを持続的成長へつなげるための国内</u>	一 基本的考え方 <u>Society5.0（必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域</u>

投資・イノベーションの好循環の実現を図るとともに、Society5.0（必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会）の実現を図るため、第四次産業革命や地政学的リスクの高まりなどを背景とした国際経済秩序や競争条件の変化及び気候変動など民間だけでは対応できない社会的課題への要請などに対応することが求められている。そのような中で、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新

、言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会）の実現に向けて、第四次産業革命を背景とした産業構造及び国際的な競争条件の急激な変化に対応するためには、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要となっており、ベンチャーの挑戦や、事業ポートフォリオの組換え・強化等を目指す既存企業の果敢な経営判断を後押しし、国際的な視野で成長を目指す企業の戦略投資を支える必要性が高まっている。

が重要となっており、スタートアップの挑戦や、事業ポートフォリオの組換え・強化等を目指す既存企業の果敢な経営判断を後押しし、国際的な視野で成長を目指す企業の戦略投資を支える必要性が高まっている。

しかし、我が国では、現状においても、産業活動の革新を支えるリスクマネーが質・量ともに不足している状況にある。このため、リスクマネー供給の拡大を通じて特定事業活動を行う事業者の持続的成長を実現し、それが更なる国内へのリスクマネー需要を喚起するというリスクマネーの好循環を創出することが、引き続き、重要な政策課題となっている。

しかし、我が国では、現状においても、産業活動の革新を支えるリスクマネーが質・量ともに不足している状況にある。このため、リスクマネー供給の拡大を通じて特定事業活動を行う事業者の持続的成長を実現し、それが更なる国内へのリスクマネー需要を喚起するというリスクマネーの好循環を創出することが、重要な政策課題となっている。

国内におけるリスクマネー供給の拡大に向けては、まず、国内機関投資家等がリスクマネーの供給者として一層の役割を果たすことの前提として、投資に関してリスクに見合う成果が得られること、すなわち、特定事業活動を行う事業者が企業価値を大幅に高めていくことが必要である。また、民間事業者のみでは通常実現しがたい事業活動を後押しするという観点から、民間事業者だけでは対応が難しい、一定期間時間がかかる等のリスクがある分野の特定事業活動を推進することも重要である。加えて、民間の投資機関との協業や、投資人材の育成等を通じて我が国産業の成長に向けた民間主体のリスクマネー供給環境の整備に努

国内におけるリスクマネー供給の拡大に向けては、まず、国内機関投資家等がリスクマネーの供給者として一層の役割を果たすことの前提として、投資に関してリスクに見合う成果が得られること、すなわち、特定事業活動を行う事業者が企業価値を大幅に高めていくことが必要である。また、民間事業者のみでは通常実現しがたい事業活動を後押しするという観点から、民間事業者だけでは対応が難しい、一定期間時間がかかる等のリスクがある分野の特定事業活動を推進することも重要である。加えて、民間の投資機関との協業や、投資人材の育成等を通じて我が国産業の成長に向けた民間主体のリスクマネー供給環境の整備に努

めることが期待される。

これらの政策的意義を踏まえ、機構は、認可特定投資事業者を通じて、投資をはじめとする資金供給その他の支援を行うことにより、我が国における特定事業活動を推進し、もって我が国産業の競争力強化に貢献することとする。

なお、その際、機構は、事後評価及び成果主義の徹底、現場での迅速かつ柔軟な意思決定の確保等を通じた投資機能の強化を図りながら、政策的に重要な分野での投資・価値増大・処分等を通じ、投資成果の最大化を目指すことで、国等の財産を預かる投資機関としてフィデューシャリー・デューティーを果たすこととする。

めることが期待される。

これらの政策的意義を踏まえ、機構は、認可特定投資事業者を通じて、投資をはじめとする資金供給その他の支援を行うことにより、我が国における特定事業活動を推進し、もって我が国産業の競争力強化に貢献することとする。

なお、その際、機構は、事後評価及び成果主義の徹底、現場での迅速かつ柔軟な意思決定の確保等を通じた投資機能の強化を図りながら、政策的に重要な分野での投資・価値増大・処分等を通じ、投資成果の最大化を目指すことで、国等の財産を預かる投資機関としてフィデューシャリー・デューティーを果たすこととする。

二 特定資金供給を特に重点的に実施すべき事業分野の選定に関する事項

イ 特定資金供給を特に重点的に実施すべき事業分野

(略)

(1) 国内投資・イノベーションの好循環の創出

機構は、新しいビジネスの創出や将来の我が国を支える新しい稼ぐ力の創出に資する事業の育成を進めながらSociety5.0の実現を図るとともに、資源・エネルギー制約や気候変動など将来にわたる世界的な社会課題を成長の源泉と捉えて、これらの課題を解決するGX（グリーントランスフォーメーション）や

二 特定資金供給を特に重点的に実施すべき事業分野の選定に関する事項

イ 特定資金供給を特に重点的に実施すべき事業分野

(略)

(1) Society5.0に向けた新規事業の創造の推進

機構は、Society5.0の実現に向けて、高度の情報化と既存のビジネスとの結びつきを通じて従来からの課題を解決する新しいビジネスの創出や将来の我が国を支える新しい稼ぐ力の創出に資する事業の育成（以下、「新規事業の創造」という。）に喫緊に対応することが、今後の我が国産業の国際競争力を継続

D X（デジタルトランスフォーメーション）
による新しいビジネスやイノベーションの創
出を図ることが、今後の我が国産業の国際競
争力を維持・強化していくうえで不可欠であ
ることを踏まえ、国内投資及びイノベーショ
ンの好循環に資する特定事業活動であって、
我が国産業の競争力強化に寄与する事業分野
等での活動を支援する特定投資事業者に対し
、特に重点的に特定資金供給を実施する。

具体的には、A I、I o T、ロボットとい
った第四次産業革命に関する技術の社会実装
の他、バイオ・創薬・ヘルスケア、モビリテ
ィ、宇宙、素材、電子デバイス等の国際競争

的に確保していくうえで不可欠であることを
踏まえ、我が国におけるSociety5.0の実現に
資する新規事業の創造に係る特定事業活動で
あって、我が国産業の競争力強化に寄与する
活動を支援する特定投資事業者に対し、特に
重点的に特定資金供給を実施する。

具体的には、A I、I o T、ロボットとい
った第四次産業革命に関する技術の社会実装
の他、バイオ・創薬・ヘルスケア、モビリテ
ィ、宇宙、素材、電子デバイス等の国際競争

力を持ちうる事業分野や、世界的な社会課題を起点に、世界さらには人口減少下でも中長期的に国内で需要が拡大することが見込まれる半導体、蓄電池、産業機械、航空機・次世代空モビリティ、医療機器等の事業分野、及びこれらを組み合わせた事業活動等、持続的な成長が必要であり、長期かつ大規模なリスクマネー供給を必要とする事業分野とする。

(2) スタートアップの創出・育成

機構は、経済成長とイノベーションの担い手であるスタートアップの創出・育成を加速させるため、グローバル市場等において果敢に挑戦するスタートアップによる特定事業活

力を持ちうる事業分野や、これらを組み合わせた事業活動等、事業者にとって不確実性が高い非連続的な成長が必要であり、長期かつ大規模なリスクマネー供給を必要とする新規事業の創造に係る事業分野とする。

(2) ユニコーンベンチャーの創出

機構は、我が国産業の競争力強化に不可欠なベンチャー育成の取組を加速させるため、グローバルに展開し、世界のデファクトスタンダードとなることも見据えるベンチャーに

動であって、我が国産業の競争力強化に寄与する活動を支援する特定投資事業者に対し、特に重点的に特定資金供給を実施する。

具体的には、グローバルな経済圏において競争力をもって持続的に成長することを目指すグローバルユニコーン（企業価値が10億ドル以上となる未上場スタートアップ）の創出に向けて、有望なスタートアップの裾野を広げる上で重要なシード・プレシード段階及び事業規模の拡大期において資金を要するグロース段階をそれぞれ支える特定投資事業者、グローバル市場への進出を目指すスタート

による特定事業活動であって、我が国産業の競争力強化に寄与する活動を支援する特定投資事業者に対し、特に重点的に特定資金供給を実施する。

具体的には、グローバルな経済圏において競争力をもって持続的に成長することを目指すユニコーンベンチャー（企業価値が10億ドル以上となる未上場ベンチャー）の創出に向けた長期かつ大規模な特定資金供給とする。

アップ及び研究開発から社会実装までに長い
期間と大規模な資金を要するディープテック
スタートアップをそれぞれ支援する特定投資
事業者、並びに既に発行済みの非上場株式を
既存の投資家から譲り受けて当該スタートア
ップが十分な成長を遂げる機会を創出するた
めのセカンダリー投資を行う特定投資事業者
及び株式市場に上場済みのスタートアップの
持続的かつ飛躍的な成長を支援する特定投資
事業者等、スタートアップエコシステムの発
展を大きく促進するものに対する長期かつ大
規模な特定資金供給とする。

(3) 大学発スタートアップ・中堅企業等による

(3) 地方に眠る将来性ある技術の活用

地方に眠る経営資源の活用

機構は、高い潜在性を有する地方の大学発
スタートアップ及び国内投資を通じた事業の
拡大により地域の良質な雇用を生み出すとと
もに、経営資源の集約化等により前向きな新
陳代謝の担い手としての役割を果たしている
中堅企業等のように、現在、リスクマネー供
給の仕組みが確立していないことにより事業
化や成長の契機を十分に与えられていないも
のによる特定事業活動であって、我が国産業
の競争力強化に寄与する活動を支援する特定
投資事業者に対し、特に重点的に特定資金供
給を実施する。

機構は、事業の潜在性が高いものの、現在
、リスクマネー供給の仕組みが確立していな
いことにより事業化や成長の契機を十分に与
えられていない地方の大学発ベンチャー等に
よる特定事業活動であって、我が国産業の競
争力強化に寄与する活動を支援する特定投資
事業者に対し、特に重点的に特定資金供給を
実施する。

具体的には、高い収益やイノベーションの創出が期待できる技術が多数あるにもかかわらず、リスクマネー不足や人材確保等の課題から、十分に活用されていない地方の大学発スタートアップや中堅企業等の資金需要に対応するための特定資金供給とする。

(4) 市場・ビジネス環境の変化に対応する事業再編の促進

上記(1)に掲げる産業競争力強化に寄与する事業分野及び(3)に掲げる中堅企業等において、機構は、資源・エネルギー制約や気候変動問題、地政学的リスクに起因するグローバルなサプライチェーンの再構成等、市場環境・

具体的には、高い収益が期待できる技術が多数あるにもかかわらず十分に活用されていない地方の大学発ベンチャー等の資金需要に対応するための特定資金供給とする。

(4) 既存企業による産業や組織の枠を超えた事業再編の促進

機構は、我が国が第四次産業革命を背景とした産業構造及び国際的な競争条件の急激な変化に対応するためには、既存企業による産業や組織の枠を超えた大型の事業再編を促すことが喫緊の課題であることを踏まえ、国際

ビジネス環境が大きく変化する中で、企業自
らの変革し、G XやD Xを含めた大規模な成
長投資、事業再編や新規事業創出等の経営改
革を進めることが重要であることを踏まえ、
昨今のビジネス環境の変化に事業再編や新陳
代謝等を通じて対応することができる事業分
野において、民間のみでは対応が難しいリス
ク・事由を持つ、中長期の成長投資や業界再
編等を伴う政策的意義の高いものに係る特定
事業活動であって、我が国産業の競争力強化
に寄与する活動を支援する特定投資事業者に
対し、特に重点的に特定資金供給を実施する
。

競争力を持ちうる事業分野に係る大胆な事業
再編による特定事業活動であって、我が国産
業の競争力強化に寄与する活動を支援する特
定投資事業者に対し、特に重点的に特定資金
供給を実施する。

その際、大型の事業再編において必要となるエンゲージメント活動（長期かつ建設的な対話）による企業価値の向上を図る大規模なエンゲージメントファンドが我が国において数少ない現状を踏まえ、機構は、特定投資事業者の量的補完等により、同種のファンドの組成や活用を積極的に図ることとする。

ロ 特定資金供給を実施すべき事業分野の選定に関するその他の事項

リスクマネーは、産業の新陳代謝を進めるためにこそ活用されるべきであり、機構は、本来市場から退出すべき者の救済を目的とする資金供給は行わないこととする。

その際、大型の事業再編において必要となるエンゲージメント活動（長期かつ建設的な対話）による企業価値の向上を図る大規模なエンゲージメントファンドが我が国において数少ない現状を踏まえ、機構は、特定投資事業者の量的補完等により、同種のファンドの組成や活用を積極的に図ることとする。

ロ 特定資金供給を実施すべき事業分野の選定に関するその他の事項

リスクマネーは、産業の新陳代謝を進めるためにこそ活用されるべきであり、機構は、本来市場から退出すべき者の救済を目的とする資金供給は行わないこととする。

機構は、国内民間投資ファンド等の対応力や事業者の資金調達能力及び事業の収益性等から政策的支援の必要性が認められない事業分野等における事業活動に対する資金供給等を行う国内民間投資ファンド等については、原則として特定資金供給の対象としないこととし、国内民間投資ファンドの対応状況等の環境変化を踏まえた特定資金供給の対象の見直しを適宜行いつつ、機構が期待される我が国のリスクマネー供給の先導役としての役割に注力することとする。

機構による特定資金供給は、SDGs（持続

国内におけるIT分野のアーリーステージのベンチャーや一定の業種において海外展開する大企業など、国内民間投資ファンド等の対応力や事業者の資金調達能力及び事業の収益性等から政策的支援の必要性が認められない事業分野等における事業活動に対する資金供給等を行う国内民間投資ファンド等については、原則として特定資金供給の対象としないこととし、国内民間投資ファンドの対応状況等の環境変化を踏まえた見直しを適宜行いつつ、機構が期待される我が国のリスクマネー供給の先導役としての役割に注力することとする。

機構による特定資金供給は、SDGs（持続

可能な開発目標）、E S G投資（環境、社会、企業統治に配慮している企業を重視及び選別して行う投資）といった世界的な潮流も踏まえ、社会全体に及ぼす影響にも配慮することとする。

三 特定資金供給の内容等に関する事項

イ・ロ （略）

ハ 対象となる特定投資事業者に関する事項
(略)

(1) （略）

(2) 特定投資事業者及び特定事業活動を行う事業者が公的な資金を受けることに鑑み、特定投資事業者は、特定事業活動に対する資金供

可能な開発目標）、E S G投資（環境、社会、企業統治に配慮している企業を重視及び選別して行う投資）といった世界的な潮流も踏まえ、社会全体に及ぼす影響にも配慮することとする。

三 特定資金供給の内容等に関する事項

イ・ロ （略）

ハ 対象となる特定投資事業者に関する事項
(略)

(1) （略）

(2) 特定投資事業者及び特定事業活動を行う事業者が公的な資金を受けることに鑑み、特定投資事業者は、特定事業活動に対する資金供

給等の支援を行うに当たっては、当該支援を受ける事業者が特定事業活動を適切かつ確実に推進する体制を有する等、特定資金供給の目的を果たすことが見込まれることを前提に運用を行うこと。なお、機構は、機構が法による規律を受けることを踏まえ、特定投資事業者に対し、必要な措置を講じることとする。

(3) (略)

ニ 民間投資ファンド等との補完、協調・連携について

(1) 機構がその発行している株式の3分の2以上に当たる数の株式を保有する特定投資事業

給等の支援を行うに当たっては、当該支援を受ける事業者が特定事業活動を適切かつ確実に推進する体制を有する等、特定資金供給の目的を果たすことが見込まれることを前提に運用を行うこと。なお、機構は、機構が法による規律を受けることを踏まえ、特定投資事業者との契約に反映させるなど、必要な措置を講じることとする。

(3) (略)

ニ 民間投資ファンド等との補完、協調・連携について

(1) 機構は、特定投資事業者に対して資金供給を行うに当たっては、機構が率先して一定の

者が、特定事業活動を行う事業者に資金供給を行う場合には、当該特定投資事業者が率先して一定のリスクをとって資金供給をする等、政策的意義が高く、その実現のためには民間投資ファンド等のみでは通常実現しがたい事業活動を後押しすることとし、その際、民業補完を徹底した上で民間投資ファンド等との協業等を積極的に図ることとする。また、機構は、民間主体のリスクマネー供給環境の実現に向けて、国内民間投資ファンド等によるリスクマネー供給の先導役及び国内民間投資ファンド等の育成役としての役割、並びに機構の業務が終了した後も国内民間投資ファ

リスクをとって資金供給をする等、国内民間投資ファンド等のみでは通常実現しがたい事業活動を後押しすることとし、国内民間投資ファンド等との協業等を積極的に図ること、また、機構には、民間主体のリスクマネー供給環境の実現に向けて、国内民間投資ファンド等によるリスクマネー供給の先導役としての役割が期待されていることに特に留意することとする。

ンド等の成長や新陳代謝が継続的に行われる
環境の整備を図ることが期待されていること
に特に留意することとする。

- (2) 機構は、民間投資ファンド等との連携を通じた投資先のネットワークの活用やノウハウの伝達等の外部効果を我が国において特定事業活動を行う事業者にもたらすため、民間投資ファンドや業界団体とのネットワークを積極的に構築し、我が国において十分大きな規模の特定投資事業者を組成する動きを活性化させていくなど、我が国のリスクマネーの好循環の創出に中心的な役割を担うことが期待されていることに特に留意することとする。

- (2) 機構は、国内外の民間投資ファンド等との連携を通じた投資先のネットワークの活用やノウハウの伝達等の外部効果を我が国において特定事業活動を行う事業者にもたらすため、国内外の民間投資ファンドや業界団体とのネットワークを積極的に構築し、我が国において十分大きな規模の特定投資事業者を組成する動きを活性化させていくなど、我が国のリスクマネーの好循環の創出に中心的な役割を担うことが期待されていることに特に留意

することとする。

四 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の 譲渡その他の処分の期限に関する事項

機構は、経済事情、認可特定投資事業者の事業
の状況等を考慮しつつ、法で定める期限までに、
保有する全ての有価証券及び債権の譲渡その他の
処分を行うよう努めなければならない。その際、
機構は、認可特定投資事業者ごとに、有価証券及
び債権の譲渡その他の処分の期限を定めるときは
、これに基づき対応することとする。

五 人材の育成及び活用その他の資金供給以外の支 援の内容

機構は、特定投資事業者に対し投資をはじめと

四 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の 譲渡その他の処分の期限に関する事項

機構は、経済事情、認可特定投資事業者の事業
の状況等を考慮しつつ、平成四十六年三月三十一
日までに、保有する全ての有価証券及び債権の譲
渡その他の処分を行うよう努めなければならない。
認可特定投資事業者ごとに、有価証券及び債権の
譲渡その他の処分の期限を定めるときは、これに
基づき対応することとする。

五 人材の育成及び活用その他の資金供給以外の支 援の内容

機構は、特定投資事業者に対し投資をはじめと

する資金供給その他の支援を行うに当たって、その業務が円滑かつ確実に実施される体制を構築することとし、特に専ら出資を行う業務に従事する職員については、認可を受けた予算の範囲内において、優秀な人材を確保するとともに、若手の育成及び活躍の推進に配慮することとする。

また、機構は、特定投資事業者に対して、投資人材のマッチング、国際的な連携に関する助言、国際水準の投資実績及び成果に関する評価とデータの提供、調査能力の向上による高度な分析に関する情報の提供など、我が国において、最先端の取組を進めることにより、ベンチャーキャピタル及びプライベートエクイティファンド等の投資手

する資金供給その他の支援を行うに当たって、その業務が円滑かつ確実に実施される体制を構築することとし、特に専ら出資を行う業務に従事する職員については、認可を受けた予算の範囲内において、優秀な人材を確保するとともに、若手の育成及び活躍の推進に配慮することとする。

また、機構は、特定投資事業者に対して、投資人材のマッチング、国際的な連携に関する助言、国際水準の投資実績及び成果に関する評価とデータの提供、調査能力の向上による高度な分析に関する情報の提供など、我が国において、最先端の取組を進めることにより、ベンチャーキャピタル及びプライベートエクイティファンド等の投資手

法の進化に寄与していくこととする。

また、機構は、「資産運用立国実現プラン」（令和5年12月資産運用立国分科会取りまとめ）や足下のファンド業界の状況に鑑み、引き続きEMP（新興運用業者促進プログラム）に積極的に取り組むこととする。

六 その他特定資金供給を行うに当たって機構が努めるべき事項

イ 責任ある投資執行体制の整備

機構は、機構や認可特定投資事業者、それらの取締役等の間において利害が相反する取引を防止する点に留意しつつ、事後評価と成果主義の徹底等を通じ、適切な規律と現場での迅速か

法の進化に寄与していくこととする。

六 その他特定資金供給を行うに当たって機構が努めるべき事項

イ 責任ある投資執行体制の整備

機構は、機構や認可特定投資事業者、それらの取締役等の間において利害が相反する取引を防止する点に留意しつつ、事後評価と成果主義の徹底等を通じ、適切な規律と現場での迅速か

つ柔軟な意思決定を両立することとする。

これを実現するため、個別の特定投資事業者への特定資金供給の決定及び評価を行う産業革新投資委員会は、その過半数を投資実務や経営、技術等に精通した専門家からなる社外取締役とする等として、産業革新投資委員会の独立性及び実効性を担保することとする。

産業革新投資委員会は、認可特定投資事業者による特定事業活動に対する資金供給その他の支援について、本投資基準の適合性を定期的にモニタリングし、当該モニタリングの結果について、経済産業大臣に報告することとする。

特に、政策の有効性を高め、国民の行政に対

つ柔軟な意思決定を両立することとする。

これを実現するため、個別の特定投資事業者への特定資金供給の決定及び評価を行う産業革新投資委員会は、その過半数を投資実務や経営、技術等に精通した専門家からなる社外取締役とする等として、産業革新投資委員会の独立性及び実効性を担保することとする。

産業革新投資委員会は、認可特定投資事業者による特定事業活動に対する資金供給その他の支援について、本投資基準の適合性を定期的にモニタリングし、当該モニタリングの結果について、経済産業大臣に報告することとする。

する信頼確保に資するため、政府がE B P M（
証拠に基づく政策立案）に関する取組を進めて
いる状況を踏まえ、機構は、当該モニタリング
に際しては、設定した認可特定投資事業者ごと
の政策目標と収益目標も含めて、投資活動の現
状をデータに基づき定量的に評価し、それに応
じて的確な対策を講じることとする。

我が国の産業競争力強化の観点から機構に対
する政策的な要請が高まる中で、機構は、中長
期にわたり持続的な投資活動を行っていく際の
人材等の経営資源を安定的に確保するとともに
、限られた財源の中で真に政策的意義の高いも
のに投資対象を絞り込んだ上で投資活動を行う

ことが重要であり、機構は中期的な支援方針や
資金計画を立てながら適切な体制を構築するこ
とが必要であることについて配慮することとす
る。

ロ・ハ （略）

七 備考

この告示において使用する用語は、法において
使用する用語の例による。

この告示の施行後五年を経過した後適当な時期
において、経済事情の変動及び経済財政政策の進
捗並びに我が国におけるリスクマネー供給の状況
を勘案し、必要があると認めるときは、この告示
について所要の見直しを行うものとする。

ロ・ハ （略）

七 備考

この告示において使用する用語は、法において
使用する用語の例による。

